

人事行政の公平性と透明性を高めるため、「占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与の状況等をお知らせします。

令和7年度上山管内町村等  
職員採用試験のお知らせ

占冠村採用予定人数

- 一般行政職 若干名
- 林業職 1人
- 保育士 1人

受付期間

令和6年7月1日(月) から  
令和6年8月2日(金) まで

※土日・祝日は除く。  
※郵送の場合は消印有効。

受付窓口

役場総務課職員厚生担当

☎ 56・2121

上川町村会事務局 ☎ 0166・46・5230

筆記試験日

令和6年9月22日(日)

筆記試験合格発表

令和6年10月11日(金)

※合格者には後日、面接試験の日程が通知されます。

筆記試験会場

旭川市ときわ市民ホール(旭川市5条通4丁目)

旭川勤労者福祉会館(旭川市6条通4丁目)

試験説明会

① 札幌会場 ホテルポールスター札幌

令和6年7月4日(木) 13時

② 旭川会場 旭川勤労者福祉会館

令和6年7月6日(土) 13時

☎ 総務課職員厚生担当  
56・2121

職員給与費の状況 (単位：万円)

年度	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	期末・勤勉手当	諸手当	計(B)	
令和5年度	63人	25,254	10,178	4,839	40,271	639
令和6年度	65人	26,831	10,674	4,730	42,235	650

※職員数は令和6年度当初予算ベースの人数(特別職を含む)です。

職員平均給料月額と平均年齢状況  
(令和6年4月1日現在)

区分	平均給料額	平均年齢
一般行政職	333,341円	43.5歳

初任給と採用2年経過の給与月額  
(令和6年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過給与月額
一般行政職	大卒	196,200円
	高卒	174,900円

職員手当の状況

退職手当	自己都合		定年		通勤手当	片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用
	勤続20年	勤続30年	勤続35年	最高限度		
期末・勤勉手当	6月期	1.225月分	1.025月分	2.25月分	住宅手当	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員
	12月期	1.225月分	1.025月分	2.25月分		
	計	2.45月分	2.05月分	4.5月分		
	配偶者			6,500円		
扶養手当	子			10,000円		
	父母等			6,500円		
	特定期間の加算			5,000円		

等級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務	課長主幹	課長主幹	主幹係長・主査	係長主査・主任	主事	主事事務補	-
職員数	20人	10人	10人	8人	6人	5人	59人
構成比	33.9%	16.9%	16.9%	13.6%	10.2%	8.5%	100%

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証(被保険者証)等の一斉更新について

保険証が新しくなります(黄色⇒水色)

現在ご使用の保険証(黄色)の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- ▶ 新しい保険証の有効期限は令和7年7月31日です。
- ▶ 保険証が廃止される令和6年12月1日までは、役場住民課後期高齢者医療担当までお申し出ください。



新しい保険証は「水色」です

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も

新しくなります(黄緑色⇒橙色)

現在ご使用の黄緑色の減額認定証および限度証の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証および限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民課後期高齢者医療担当へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

【減額認定証の交付対象】

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

【限度証の交付対象】

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

減額認定証



新しい減額認定証および限度証は「橙色」です

限度証



北海道後期高齢者医療広域連合 011-290-5601

住民課後期高齢者医療担当 56-2122